

## 難病についてどう存じますか？

障がいのある方への理解を深めるために、さまざまな障がいの特性を紹介します。

### 難病ってどんな病気？

一般的に使われている「難病」は、原因不明で根本的な治療が確立されていない病気です。症例数が少ないものもあり、誰でもかかる可能性のある病気です。血液系、免疫系、神経・筋・感覚系など多種多様です。

外見からは障がいがあることが分かりにくく、社会の理解を得られず、就学・就業など社会生活への参加が進みにくい状態にあります。

私たちができることとして、難病について理解し、地域や職場での配慮を心掛けることが大切です。

### 難病の特性とは？

● 症状に個人差があります。重篤な方から日常生活にあまり問題ない方までさまざまです。

● 症状に変化があります。日によって、または大きな周期で良くなったり悪化したりを繰り返す症状が見られます。

● 合併症のある方も多く、治療のために使用する薬の副作用により別の病気を発症することがあります。

● 病気によっては、皮膚など外見に症状がある方がいますが、一般的な生活の中で感染することはありません。

● 免疫力が落ちている方は、感染症にかかりやすく重症になることがあります。

### こんなことに困っています。

● 定期的な通院や遠くの専門医に通う必要があり、仕事を休まないといけない。

● 外見からは理解されにくい（駐車場の障がい者区画や多目的トイレを利用され

る方もいます）。

● 長時間の立ち仕事や重いものを持つのはつらい。

● 病気についてあまり知られていないため、周りの人に話や相談をしにくい。

広報たかやまをあなたのスマホにお届けします

無料広報アプリ「マチイロ」で配信中

ダウンロードはこちらから



問合せ先 広報情報課  
☎35-3134  
広報ID 1008366

問合せ先

福祉課  
☎35-33356

## 福祉の助成制度を紹介します

詳細は福祉課へご確認のうえ、お申込ください。

### 新制度、始まりました

#### ● 難病療養者通院助成事業

平成30年4月より、難病(例：パーキンソン病、筋ジストロフィーなど)の治療のための通院に要する費用の一部を助成します。

**対象者** 市内に住民登録のある18歳以上の在宅生活をされている方で、難病の治療のために飛驒地域(高山市・飛驒市・下呂市・白川村)以外の医療機関へ通院されている方

**助成内容** 通院1回につき4,500円(月4回まで)

**申請方法** 所定の申請書で手続きが必要ですので詳しくはお問合せください。

申込  
問合せ先 福祉課  
☎35-33356



### 埋込型人工喉頭用人工鼻を助成対象に追加しました

#### ● 地域生活支援事業

平成30年4月より、地域生活支援事業の日常生活用具の対象に「埋込型人工喉頭用人工鼻」を追加しました。

**対象者** 喉頭摘出による音声言語機能障害3級の身体障害者手帳をお持ちの方

**給付内容** 永久気管孔に取り付ける加温加湿機能のあるフィルター(取り付け用シールを含む)

**助成額** 一月あたり最大23,760円

※一回の申請で6カ月まで申請できます(年度をまたいでの申請はできません)。

**申請方法** 所定の申請書で手続きが必要ですので詳しくはお問合せください。